

医本第 332号
高齡第 1248号
障 第 1307号
令和4年1月14日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
高齡者施設等の管理者 様
障害者施設等の管理者 様

新潟県医療調整本部長
新潟県福祉保健部高齡福祉保健課長
新潟県福祉保健部障害福祉課長

**県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた
高齡者施設等の対応について（通知）**

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大な御尽力、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況については、先般、県内においても感染力が格段に強いオミクロン株による感染が確認されたことや、新規感染者数が急激に増加していること等を踏まえ、令和4年1月8日に県独自の「警報」が発令されたところです。

高齡者施設等においても、職員及び入所者の感染が多数確認されていること、また、県内の新規感染者数も過去最多を更新していることから、引き続き強い危機感をもって対処していく必要があります。

つきましては、別紙1「高齡者施設等における感染対策のためのお願ひ」について周知・徹底してくださるようお願いいたします。

また、「県独自の警報等の基準変更に伴う「高齡者施設等における対面による面会の制限について」の一部改正について（通知）」（令和3年10月19日付け医本第248号、高齡第925号）及び「障害者支援施設等における対面による面会の制限について（通知）」（令和3年10月19日付け医本第249号、障第981号）にてお知らせした対面による面会実施の考え方については、それぞれ別紙2、別紙3のとおり変更します。

担当：（高齡者施設等に関すること）

新潟県高齡福祉保健課 介護サービス係

TEL:025-280-5193 Mail:ngt040230@pref.niigata.lg.jp

（障害者施設等に関すること）

新潟県障害福祉課 自立支援係

TEL:025-280-5918 Mail:ngt040260@pref.niigata.lg.jp

高齢者施設等における感染対策のためのお願い

- 利用者や職員で発熱等の症状(発熱だけでなく、せき、のどの痛み・違和感・鼻水等のかぜの症状や、息苦しさやだるさなど、普段と異なる症状)がある場合は、すぐに「かかりつけ医、嘱託医又は協力医療機関」又は「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談の上、「診療・検査医療機関」で受診をしてください。
- 職員におかれましては、発熱等の症状がない場合であっても、感染不安を感じる場合は、以下の検査所で積極的なPCR検査を行ってください。
 - ◆ ワクチン・検査パッケージPCR等検査所
 - ※実施期間は1/31(月)までです。PCR検査または抗原定性検査を行っておりますが、PCR検査を行っている検査所をご利用ください。
 - ※詳しくは県HPをご確認ください。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/pcrpackage.html>
 - (参考)
 - ◆以下に該当する方は「福祉事業従事者向けPCR検査」(令和3年11月24日付け医本第277号、高齢第1065号、障第1067号)の利用も可能です。
 - 感染の恐れのある場所(施設・イベント会場・お店など)や地域(感染者が発生している地域など)に行った方
 - 普段会わない人や感染の恐れがある人に会った方
 - ※実施期間は1/24(月)までです。
- マスクの着用・手指の消毒などの基本的な感染防止対策を引き続き徹底してくださるようお願いいたします。
- 飲酒を伴う会合は極力控えてください。
- まん延防止等重点措置が適用されている他都道府県との往来は極力控えてください。

新潟県における高齢者施設等での面会実施の考え方

■高齢者施設等での対面による面会実施については、県内の警報等の発令状況に応じて以下のとおりご対応ください。

県内の警報等の発令状況	平 時	警 報	特別警報 (※2)
施設等の対応	施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況や、入所者及び面会希望者のワクチン接種状況等を踏まえ、管理者が制限の程度を判断。(※1)	緊急やむを得ない場合を除き、 <u>極力制限する。</u>	

※1 面会を実施する際は、ワクチン未接種の入所者に対する感染防御について、十分に配慮してください。

※2 まん延防止等重点措置が適用された場合も同様の取り扱いとします。

なお、面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ、感染防止対策を行った上で実施してください。

(「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」(令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡より一部抜粋)

(面会を実施する場合の感染防止対策)

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう以下の事項を記録しておくこと。
 - ・ 面会者の氏名
 - ・ 面会者の来訪日時
 - ・ 面会者の連絡先
 - ・ 感染者との濃厚接触者でないこと。
 - ・ 同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと。
 - ・ 過去2週間以内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと。
 - ・ 過去2週間以内に発熱等の感染症が疑われる症状がないこと。
 - ・ 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
 - ・ その他施設が必要と認める事項
- 面会者に対し、面会后一定期間(少なくとも2日)以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう依頼すること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や、飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は、施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会后は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

※ 上記によらず、施設管理者の判断により、オンライン面会等の非対面型の面会を実施していただくことは可能です。

その場合も感染防止対策を徹底した上で実施して下さるようお願いいたします。